

(案)

第六次地域管理経営計画書

第二次変更計画 (肱川森林計画区)

自 令和 5 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 10 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 7 年 3 月]

四国森林管理局

第六次地域管理経営計画（肱川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下のとおり変更する。

なお、本変更計画案は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

【変更理由】

密度調整が必要な林分の見直しのため、間伐量を変更

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - ① 伐採総量

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

1. 単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	80,070 《28,544》	<u>123,808</u> <u>(825)</u>	<u>203,878</u>

注：《》は分収林の伐採量で内書き、（）は間伐面積である。